

「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名 _____

記入者名 _____

席 番 号	
-------------	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から15までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を()内に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、運賃として扱わなければならない。
(標準運送約款第14条) (×)
2. 事業者は、法令の規定による通知に従い、国土交通大臣に対し、負担金を納付する義務を負う。
(道路運送法第43条の15) (×)
3. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をした場合は、その旨をすみやかに国土交通大臣に報告しなければならない。
(道路運送法第30条) (×)
4. 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
(運輸規則第2条の2) (○)
5. 旅客自動車運送事業者は、二月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。(運輸規則第36条)
(○)

6. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。(運輸規則第18条) (×)
7. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が39両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。(運輸規則第47条の9) (○)
8. 事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条) (×)
9. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条) (○)
10. 整備管理者は、法令に基づいて定めた方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条) (○)
11. 旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を毎事業年度の経過後1年以内に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条) (×)
12. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の終了の日から二年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2) (×)
13. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、国籍その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。(道路運送法第25条) (×)
14. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が酒気帯び運転(道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為をいう。)を伴う事故を引き起こした場合、24時間以内においてできる限り速やかにその概要を運輸管理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。(事故報告規則第4条) (○)
15. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。(道路運送法施行規則第66条) (○)

II. 旅客自動車運送事業の運行状況の把握のための体制の整備に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第21条の2)

旅客自動車運送事業者は、法令その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならないが、この趣旨は、旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を(オ)に行える体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。体制整備の具体的な取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 事業用自動車の運行中は、(カ)その他の方法を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならない。
- ② 一般乗合及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に(セ)等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、①の規定に加えて事業用自動車の運行中少なくとも一人の(キ)は、一般乗合又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の(ウ)に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならない。

ア. FAX	イ. 営業区域の境界	ウ. 運転業務	エ. 酒気帯び	オ. 適正かつ確実
カ. 電話	キ. 運行管理者	ク. 整備管理	ケ. 電子メール	コ. 整備管理者
サ. 運行管理	シ. 一定期間ごと	ス. 点検の実施	セ. 運行の中止	ソ. 安全統括管理者

III. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ① 拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり(カ)を超えないものとする。
- ② ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間あたり(ス)まで延長することができる。
- ③ 一日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、(ソ)とすること。
- ④ 勤務終了後、継続(エ)以上の休息期間を与えること。
- ⑤ 連続運転時間は、(シ)を超えないものとする。

ア. 15時間	イ. 20時間	ウ. 17時間	エ. 8時間	オ. 40時間
カ. 65時間	キ. 24時間	ク. 60時間	ケ. 12時間	コ. 10時間
サ. 2時間	シ. 4時間	ス. 71.5時間	セ. 12時間	ソ. 16時間

IV. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」において、国土交通省が安全運行の確保のために行った取り組みに関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン)

- ・ 平成24年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故によって、貸切バスの安全運行を確保するため関係者が一丸となって対策に取り組む必要性が再確認されました。このことから、国土交通省は平成25年4月2日に「高速・貸切バスの(シ)」を策定、公表し、貸切バスについては「参入時・参入後の安全性チェックの強化」、「安全優先経営の徹底」、「ビジネス環境の適正化・改善」の取り組みを進めています。
- ・ 「参入時・参入後の安全性チェックの強化」においては、参入時の所要資金額の引き上げ、事業者が加入すべき損害賠償責任保険の(サ) 賠償限度額を一人当たり8000万円から(オ) に引き上げる等の強化を実施しました。また、「安全優先経営の徹底」においては、すべての貸切バス事業者に対して「(エ)」の実施義務付け、運転者の過労運転を防止するため交代運転者の(キ) の強化等を定めました。これらの取り組みを平成25年12月までに実施したところです。

ア. 3億円	イ. 輸送の安全プログラム	ウ. 搭乗者	エ. 運輸安全マネジメント
オ. 無制限	カ. 健全経営実現プロセス	キ. 配置基準	ク. 処分基準
ケ. 対物	コ. 輸送適正化計画	サ. 対人	シ. 安全・安心回復プラン
ス. 車掌	セ. 運行管理補助者	ソ. 1億円	

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには○印を、そうでないものには×印を() 内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない (×)
- ② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる (×)
- ③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から運賃以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする (○)
- ④ 対外的に示す運賃・料金は、消費税を含まない額を表示する (×)
- ⑤ 小型車の区分の基準は、車両の長さ7メートル以下、旅客席数29人以下である (○)

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

(道路運送車両法第52条)

答. 15日

2. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の（ ）についての規律を定めなければならない。(運輸規則第41条)

答. 服務

3. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を 사용하여旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)

答. 他人の需要

4. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な（ ）をしなければならない。(運輸規則第38条)

答. 指導監督

5. 一般旅客自動車運送事業者は、運送の（ ）を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。(道路運送法第14条)

答. 申し込み